

個人住民税等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書における記載誤りについて

令和7年5月15日及び6月3日に特別徴収義務者（事業主）を通じて納税者（従業員）の方に送付しました令和7年度の個人市民税・県民税・森林環境税に係る特別徴収税額決定・変更通知書（以下「通知書」といいます。）のうち、eLTAX（※）によりデータ送信した約13万4千人の通知書における税額の「県民税・所得割額」の欄について、プログラムミス及び確認不足により、金額があるにもかかわらず、誤って「0円」と記載していたことが納税者からの連絡により判明しましたので報告いたします。なお、納入していただく年税額及び各月の特別徴収税額への影響はありません。

また、対象の方には、6月17日に改めて修正した通知書をeLTAXによりデータ送信いたします。

（※）eLTAX…地方税のオンライン手続のためのシステム

1 対象者数

納税者数 133,532人（特別徴収義務者数 7,687社）

〔5月15日送信分 132,811人（7,475社）〕
〔6月3日送信分 721人（212社）〕

（参考）通知書全体の送付件数（書面・データ送信分合計）

納税者数 660,378人（特別徴収義務者数 111,480社）

2 経過

- 5月15日（木） 令和7年度の通知書（当初）を特別徴収義務者宛てにデータ送信
- 6月3日（火） 令和7年度の通知書（追加）を特別徴収義務者宛てにデータ送信
- 6月11日（水） 納税者（1人）から通知書の記載に誤りがある旨の連絡
- 6月12日（木） 市税システムの運用保守委託業者（※）による調査の結果、「県民税・所得割額」の欄について、金額があるにもかかわらず「0円」と記載していることが判明
- 6月16日（月） 「県民税・所得割額」の欄以外や税額に誤りのないことを確認

（※）運用保守委託業者

富士通 J a p a n ・ F L C S 川崎市市税システム再構築・運用保守業務共同企業体
（本社所在地）

富士通 J a p a n 株式会社：川崎市幸区大宮町1番地5

F L C S 株式会社：千代田区神田練堀町3番地

3 原因

運用保守委託業者が、令和7年度の通知書のうち、データ送信分の通知書に記載するプログラムを修正した際に、「県民税・所得割額」を誤って「0円」となるように設定していました。

また、本市職員による確認の際、「県民税・所得割額」に変更があると想定していなかったため、その誤りを発見できなかったことによるものです。

4 影響

市税システムの税額は正しく登録されておりますが、データ送信分の通知書における「県民税・所得割額」の記載に誤りがあったものです。年税額及び各月の特別徴収税額への影響はありません。

5 今後の対応

本日6月17日、お詫び文と併せて、修正した通知書を特別徴収義務者宛てにeL TAXによりデータ送信します（郵送料はかかりません）。

6 再発防止策

eL TAXによりデータ送信する通知書の各項目を確認できるチェックリストを新たに作成し、組織的なチェックを徹底します。

また、運用保守委託業者に対しても、プログラム内容の確認体制を強化するよう6月12日に指示しました。

【問合せ先】

(通知書の内容及びデータ再送信等に関する事)

川崎市かわさき市税事務所法人課税課

電話 044-200-2209

(報道発表に関する事)

川崎市財政局税務部市民管理課

電話 044-200-2228